

二、即へて附弁共人等、勤工終せし頃より、尙て是に準ずべきことあり、今、同種工銀に列せし、備置費用二階前より、二階へ、更進し、其對し、

梅鉢鐵工組 職中

報支滯行一屆

出

三、即へて附弁共人等、勤工終せし頃より、尙て是に準ずべきことあり、今、同種工銀に列せし、備置費用二階前より、二階へ、更進し、其對し、

四、

五、即へて附弁共人等、勤工終せし頃より、尙て是に準ずべきことあり、今、同種工銀に列せし、備置費用二階前より、二階へ、更進し、其對し、

六、即へて附弁共人等、勤工終せし頃より、尙て是に準ずべきことあり、今、同種工銀に列せし、備置費用二階前より、二階へ、更進し、其對し、

七、

財團法人協同會大阪支所

對ス

右決議ス

大阪鐵工組合堺支部

一、二割値下ニ反對ス

右決議ス

大阪鐵工組合堺支部

梅鉢鐵工所 御中

通告書

一、公傷ニ依リ不具者ト爲リタル場合及死亡ノ際ノ手當ノ件

二、常備制度請負制度ノ如何ヲ不問出勤シタル以上日給額ノ保證ノ件

三、休業日ニ對スル手當ノ件

右三ヶ條ハ在來支給シ得^テサレ共國定法規ニ依リ爾今實施スル責アルコトヲ通告ス